

平成29年第4回北海道議会定例会 予算特別委員会（経済部審査） 開催状況

開催年月日 平成29年12月8日  
 質問者 日本共産党 菊地 葉子 委員  
 答 弁 者 観光振興監、国際観光担当局長、観光局参事

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>一 カジノ等について                      (一) カジノ等のIR事業の公益性について                      (菊地委員)                      北海道がカジノ等のIR事業を行うことにより生まれる公益性とは何か。                      また、IR事業におけるカジノの公益性についてどう考えているのかまずお伺いします。</p> <p>(菊地委員)                      健全なカジノ施設というお話でしたが、ギャンブル依存症の負の側面も内包していると、このことをまず指摘しておきます。</p> <p>(二) IR事業におけるカジノ収入について                      (菊地委員)                      IRは、カジノをはじめホテルや飲食店、エンターテインメント施設の総称と言われます。しかし、シンガポール型カジノは、IR全体面積の5%に満たないカジノが、IR全体収入の8割近くを売り上げていると言われています。結局は、カジノがあつてこそ他の複合施設ということになり、カジノなしにはIR事業自体が成り立たないことになると考えますが、道において、カジノの収入はIR全体のどれだけの割合を占めると推計しているのかお伺いします。</p> <p>(三) カジノ等IR事業の経営について                      (菊地委員)                      海外におけるカジノは、カジノに客を呼び込むためにホテルや飲食店などの施設の大幅割引を行うなど、全てはカジノを利用してもらうためのサービスを行っています。政府は、カジノはIR全体の中の一つだと説明してきました。しかし、海外カジノと同様に、複合施設のサービスそのものがカジノに誘導するためのものと一体であれば、やはりカジノあつてのIRということになるのではないのでしょうか。                      仮にそうでないというならば、カジノに付随する複合施設は、カジノに頼らない独立採算の経営をどのように事業者に求めていくのかお伺いします。</p> <p>(菊地委員)                      国の考え方としての答弁ということでしたけれども、カジノの収益を他の施設に回す、これは結局IRの事業の本質なのではないかというふうに考えます。</p>	<p>(観光局参事(沖野))                      IR事業の公益性についてでございますが、IR推進法においては、IR区域の整備の推進について、観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資すること、また、適切な国の監視及び管理の下で運営される健全なカジノ施設の収益が社会に還元されることを基本とすることが定められており、国では、こうした点においてIR事業は公益性を有するものと検討しております。                      道においても、IRは、観光振興や地域経済の活性化、雇用の創出といった面で大きな効果が期待されると考えているところでございます。</p> <p>(観光局参事(沖野))                      IR事業におけるカジノ収入についてでございますが、IR全体に占めるカジノ部分に係る収入の割合は、シンガポールなどでは約8割近くを占めている一方で、ラスベガスでは平均で約3割程度と伺っており、国や各IR施設において大きな違いがあるものと認識しております。                      このように、カジノ収入の割合は、IR事業者におけるカジノ及びカジノ以外のノンゲーミングを合わせたIR全体の経営戦略に基づくものでありますことから、各事業者ごとに異なるものと考えております。</p> <p>(国際観光担当局長)                      IR事業の経営についてでございますが、IR推進法では、特定複合観光施設、いわゆるIRは、カジノ施設及び会議場施設、レクリエーション施設、展示施設、宿泊施設その他の観光の振興に寄与すると認められる施設が一体となっている施設としており、国におきましては、カジノ施設の収益をカジノ以外の施設に確実に還元し、IR全体の魅力を高めることを期待しているところでございます。                      カジノ以外の施設における収益力をどの程度としていくかにつきましては、各IR事業者の経営戦略により異なるものであり、道といたしましては、こうしたIR事業者の考え方も踏まえまして、IRの導入について検討を行うこととなるものと考えているところでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(四) カジノ等 I R の客層について (菊地委員)            カジノ等の I R の客層について、道はどれだけの集客を見込んでいるのか。日本人・外国人別の割合について伺います。</p> <p>(五) カジノのインバウンド効果について (菊地委員)            I R 事業者の計画によるものということで直接の答弁を避けられましたが、「北海道型 I R 検討結果報告書」では、I R 運営の想定客層として「日本人中心」と答えた会社が 14 社中半数の 7 社であります。カジノ等の I R は外国人富裕層を呼び込むためという風に言われていましたが、実際には日本人中心で事業を行おうとしている事業所が半数で、外国人観光客の誘致は道が考えているほど効果がないのではないのでしょうか。むしろ、日本人が多く利用することで、道がこれまで述べてきたインバウンド効果が疑わしい事態となるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。</p> <p>(菊地委員)            結局国内観光客の増加ということで、日本人観光客の増加、ここにも大きな期待をもっているということですね。</p> <p>(六) カジノ利用の規制について (菊地委員)            シンガポールでは、地元民の入場を制限し、外国人客中心のカジノの運営を行っています。入場料の徴収やカジノ宣伝の禁止等、市民参加を極力抑制する厳しい規制やルールを実行しており、70～80%が外国客からの収入が占めていると推計されています。            道は、事業者に対してどのように地元民入場の抑制を求めていくおつもりか、おうかがいたします。</p> <p>(七) 経済部主催のセミナーについて (菊地委員)            経済部がですね、10月28日に札幌でセミナーを開催しています「I R に関する道民セミナー」、ここで講演された河本泰信（こうもと やすのぶ）医師は、自身のギャンブル依存症の受診者の特徴として、嗜癖関連家族歴（39.8%）、精神疾患（32.7%）の割合が多いと述べています。ギャンブル依存症になるのは「自己責任」という主張なのかなという風に私は思いましたが、経済部のセミナーでのこうした講演内容は事実かでしょうか、おうかがいたします。</p>	<p>(観光局参事（沖野）)            I R を訪れる客層についてでございますが、現時点においては、具体的な国の考え方が明らかになっていないことから、道としては、I R の導入について判断できる状況にはございませんが、I R の集客人数やその客層の想定は、各 I R 事業者が、北海道でどのような I R を計画するかによって異なるものと考えております。</p> <p>(観光局参事（沖野）)            I R のインバウンド効果についてであります。平成 26 年度に道が実施した調査においては、海外 I R 事業者 14 社の内、7 社において主な客層を「日本人中心」と想定している旨の回答があったところでございます。            また、I R の利用者数は、事業計画により大きく変動するものでございますが、一定の投資額を前提とした場合、相当数の利用が見込まれるものと試算しているところであり、国内観光客の増加はもちろんのこと、インバウンドの加速化に向けた大きな推進力となることが期待されるものと考えております。</p> <p>(国際観光担当局長)            カジノ利用の規制についてでございますが、国では、カジノ行為への依存を防止するため、ゲーミングに触れる機会の限定や誘客時の規制、厳格な入場規制など、重層的かつ多段階的な取組を制度的に整備することが必要と致しまして、日本人及び国内居住の外国人に対する入場回数の制限やマイナンバーカードによる本人確認、I R 事業者が実施する依存防止措置の義務付けなど厳しく規制する考え方が示されたところでございます。            道と致しましては、こうした国の制度設計の内容を注視致しますとともに、I R 事業者の依存防止対策に向けた計画を踏まえ、検討を深めてまいりたいと考えております。</p> <p>(観光局参事（沖野）)            セミナーの講演内容についてであります。本年 10 月に札幌市で開催した道主催の「I R に関する道民セミナー」の講師のお一人として、厚生労働省が指定したギャンブル依存症の全国拠点機関である国立病院機構久里浜医療センターの元精神科医長の河本泰信先生をお招きしたところでございます。            河本先生には、「ギャンブル障害の現状と対策」と題し、ご自身が診察した受診者の特徴や国などが実施した各調査結果などの現状分析、簡易介入や専門職による治療などの対策について講演いただきました。            講演の中で、受診者の傾向として、家族にギャンブルやアルコールの問題があった方やうつ病の方が、それぞれ 3 割以上となっていた旨の説明があったところでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(八) カジノによるギャンブル依存症発症の影響について (菊地委員) 精神科医の帯木蓬生 (ははきぎ ほうせい) 氏は、ギャンブル依存症は進行性の慢性的な病気であり、一旦発症すると完全治癒することはないし、疾患だと指摘しています。ギャンブル依存症は誰もが発症し得る疾患であり、ギャンブル依存症による影響を過小評価することはあってはならないと考えます。道はカジノによって生じる危険性のあるギャンブル依存症が発症する影響をどのように分析しているのか、おうかがいたします。</p> <p>(九) カジノによるギャンブル依存症患者の推計について (菊地委員) 「北海道型 I R 検討結果報告書」では、カジノ誘致による集客数などの経済効果の指標は示されていますが、カジノによりギャンブル依存症患者がどれだけ発症するかという推計値は示されていません。実態が推計できなければギャンブル依存症対策も立てられないと考えますが、実態をどのようにつかみ、対策をどのように進めるのかお伺いいたします。</p> <p>(九) 一再 カジノによるギャンブル依存症患者の推計について (菊地委員) 現在、道が実施している I R 関連調査の中で、カジノによるギャンブル依存症患者がどれだけ発症するかという推計値は出るのでしょうか、お伺いします。 この推計値、国においてやらないというのは大変問題だというふうに思います。</p> <p>(十) カジノ誘致に反対する道民の声について (菊地委員) 現在道内では、3自治体がカジノ誘致に名乗りを上げる一方で、苫小牧市の市民団体、ここでは既に1万筆を超えるカジノ誘致反対署名を集めていると承知しています。 これまでの世論調査でも、誘致反対が多数を占めていますが、カジノ誘致に反対する道民の声を道はどのように受け止めているのか、おうかがいたします。</p>	<p>(観光局参事 (沖野)) I R によるギャンブル依存症についてであります。I R に対しては、ギャンブル依存症などの社会的影響を懸念する声もあることから、国においては、依存防止対策として、日本人及び国内居住の外国人に対する入場回数の制限や I R 事業者が実施する依存防止措置の義務付けなど、世界最高水準のカジノ規制に向けた検討を行っているところでございます。 道としては、こうした社会的影響に対する万全の対策が盛り込まれた制度設計が確実に行われるよう、引き続き、国に対して、必要な対策を求めてまいります。</p> <p>(国際観光担当局長) ギャンブル依存症への対応についてでございますが、I R に限らずギャンブル等依存症対策につきましては、現在、国におきまして、関係行政機関が連携し、必要な取組を徹底的かつ包括的に講じていくこととしており、本年8月の国の取りまとめにおきましては、ギャンブル等依存症対策を講じていく上で、正確な実態を把握するため、継続的な全国調査の実施方策について検討を進めることとしていただいております。 道といたしましては、こうした国の依存症に関する検討状況を踏まえ、道内における依存症対策を推進してまいりたいと考えてございます。</p> <p>(国際観光担当局長) I R に関する調査についてでございますが、道では、I R に関する国の検討状況に適切に対応できますよう、現在、I R を本道に導入した場合に想定される社会的影響に関し、道内におけるギャンブル等依存症の現況や予防策、対応策の現状などにつきまして専門家へのヒアリング等を行っているところでございます。 なお、カジノが導入されることによるギャンブル等依存症患者の推計は、国においても行われていないところでございます。</p> <p>(国際観光担当局長) I R に対する意識の把握についてでございますが、I R につきましては、苫小牧の市民団体からカジノ誘致に反対する書簡が届くなど、ギャンブル依存症などの社会的影響を懸念する声があるものと認識してございます。 このため、道では、道内各地でセミナーを開催し、I R に期待される効果だけでなく、ギャンブル依存症などの負の側面など、I R に関する幅広い情報提供しており、I R 誘致を表明しております苫小牧市におきましても、ギャンブル依存症などに関する市民セミナーを開催しているところでございます。 道としては、引き続き、こうしたセミナーなどを通じまして、I R に対する道民の皆様方の意識の把握に努め、I R の検討に生かしてまいりたいと考えてございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(十一) 申請主体者としての責務について (菊地委員)</p> <p>カジノ等のI R設置については、都道府県が申請者主体でI R事業者を選定することになっています。道がカジノはいらないと決断すれば、カジノは設置されません。カジノの前のめりの姿勢から立ち止まって再検討する必要があると私は考えますが、カジノによるギャンブル依存症発症者数の推計調査など、申請者主体としてカジノ誘致の前にやるべき事を先に行うべきだと考えますが、観光振興監の見解をうかがいます。</p> <p>(菊地委員)</p> <p>ただいま答弁を頂きましたが、ギャンブル依存症に対する推計値を出さない、また、道はインバウンドを当てにしているといっても、事業者はそうは見えていない。全てがということではないけれども、そういう事業者もいらっしゃる。そういう意味では、そういう事実をしっかり押さえて対応する必要があると思いますし、知事にもその点しっかりお尋ねしたいと思いますので、委員長におかれましては、御配慮をお願いいたします。</p>	<p>(観光振興監)</p> <p>I Rの検討についてでございますが、I Rはインバウンドの加速化に向けた大きな推進力になる一方で、ギャンブル依存症などの社会的影響を懸念する声もあるなど、さまざまなご意見があるものと認識しております。</p> <p>このため、道では、I Rの導入に伴う社会的影響や北海道全体に及ぼす需要予測に関する調査を行っておりますほか、道民理解を深めるため、I Rに関する幅広い情報を提供するセミナーなどを通じまして、今後とも、引き続き、道民の皆様方の意識の把握に努めてまいります。</p> <p>道と致しましては、I Rが本道の振興に資する制度設計になり得るかどうか、国の動向を注視しますとともに、地域における検討状況やI R事業者の考え方を踏まえ、国の動きに適切に対応できるよう、検討を深めてまいります。</p>